

平成 30 年度 4 回福岡市開発審査会 会議録

| | | | |
|-----|--|---|----------------|
| 開催日 | 平成 30 年 8 月 24 日 (金) 午後 3 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで | 場所 | 福岡市役所 1505 会議室 |
| 出席者 | 委員 | 千綿会長, 志賀委員, 柴田委員, 川上委員 | |
| | 福岡市 | 住宅都市局 建築指導部 稲田部長 開発・建築調整課 土肥課長, 大庭係長, 中野係長, 新宮, 高畑 | |

凡例：以下において、○は委員、△は福岡市職員の発言を示す。

第 9 号議案

〈指定区域内における特定流通業務施設〉

○指定区域とは附議基準のどこに記述があるのか。

△附議基準第 1-15 号の該当事項そのものに「指定区域内における特定流通業務施設」とされている。

○指定区域とは何で、どのように決められるのか。

△特定流通業務施設の指定区域のことであり、資料に区域図を記載している。地元協議の上、開発審査会の意見聴取を行って決定している。

○建物は新築になるのか。

△そうである。

○特定流通業務施設の要件である、(1)流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に記載する総合効率化計画に記載された特定流通業務施設、(2)倉庫業法に規定する倉庫業の用に供する倉庫のいずれにも該当するということか。

△そうである。

○既存の再保先はどうなるのか。

△返還されると聞いている。

○航空写真を見ると周辺にも同様の流通施設が点在しているが、これらも特定流通業務施設なのか。

△ほとんどが特定流通業務施設などの許可を要する施設であるが、一部に開発許可が不要である一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち特別積合せ貨物運送を行うものの施設がある。

○開発区域の南側に JA の農業施設があるが境界は大丈夫か。

△境界は双方で確認がなされている。

○流通業務施設として適切な道路幅員はあるのか。

△車両の出入り口付近まではセットバックにより 9 m の幅員が確保される。

(採決)

○ 承認する。

第 10 号議案

〈その他のもの〉

○附議基準第 1-22 号「その他のもの」に該当するとのことだが、第 1-17-1 号「介護老人保健施設」や第 1-17-2 号「社会福祉施設」に該当しない理由は。

△介護医療院とは介護保険法に規定する要介護高齢者の長期療養施設・生活施設であり、附議基準のどれにも該当しないが介護老人保健施設に準ずるものである。

△介護保険法改正に伴い平成 30 年 4 月に施行されることとなった「介護医療院」は、長期的な

医療と介護を必要とする高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取り」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新しい施設である。

○中核厨房はグループ以外の施設にも食事を提供するのか。

△あくまで原土井病院のグループ施設内に提供するものであると聞いている。

(採決)

○ 承認する。

第11号議案

〈社会福祉施設〉

○施設は入所型なのか、通所型なのか。

△入所型の施設になる。

○周囲に建物はあるのか。

△数棟建っているが、西側は川、東側は山に囲まれている状況である。

○隣接する建物は何か。

△同法人が運営している施設（女性棟）である。

○以前の議案において、同様の施設で近隣から騒音等の苦情があると聞いたが、近隣説明はきちんとしているのか。

△条例に基づき適正に近隣説明がなされている。

(採決)

○ 承認する。

第12号議案

〈社会福祉施設〉

○この施設は知的障がい者が入所する施設なのか。

△そうである。

○個室が真西に面して計画されているが。

△食堂等の共有スペースを南側に配置し、個室を西側に配置している。

○移転前の施設である「ゆるり二番館」にも作業用耕作地はあったのか。

△作業用耕作地は今回の施設から設置するものと聞いている。

○同法人が運営する多機能型事業所「とわ・え・もあ」へ通所することもあるのか。

△近くなることで通所しやすくなる。この施設ではクッキーやお菓子箱づくりを行うと聞いている。

(採決)

○ 承認する。

第13号議案

〈社会福祉施設〉

○敷地北側道路は接道部分において中心から4.5mセットバックをするようであるが、道路全体としてこの幅員で支障ないのか。

△担当部局からは建物用途の発集量から判断して妥当と聞いている。

○同法人が運営する「板屋学園このは」は残すのか。

△作業所部門だけ残すと聞いている。

○障がい者支援施設とはどのような施設か。

△障がい者に対し日常生活上の支援を行う入所型の施設である。

(採決)

承認する。